

議案第40号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 略

2・3 略

4 知事等は、第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定した公の施設について、引き続き同号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめその適否について検討を加えるものとする。

(委員会の設置)

第14条 第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による審査並びに第6条第4項の規定による検討を行わせるため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。

(1) 当該公の施設を所管する部局の職員

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 略

2・3 略

(委員会の開催)

第14条 知事等は、第5条、第6条第2項又は第22条第3項の規定による審査を行う場合は、公の施設を所管する知事の事務部局、教育委員会又は企業局（以下「所管部局等」という。）において審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(委員の構成)

第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。

(1) 所管部局等の職員

(2)～(4) 略

2 略

第16条 削除

(2)～(4) 略

2 略

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、所管部局等において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項

略	
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項
鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	

略	
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	

鳥取県県土整備部
指定管理候補者審
査委員会

鳥取県立大山駐車
場指定管理候補者
審査委員会

鳥取県立大山自然
歴史館指定管理候
補者審査委員会

略

鳥取県県土整備部
指定管理候補者審
査委員会

鳥取県立大山駐車
場指定管理候補者
審査委員会

鳥取県立大山自然
歴史館指定管理候
補者審査委員会

略

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会 指定管理候補者審 査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定 手続等に関する条例第5条、第6条第2項 及び第4項並びに第22条第3項に規定する 事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会 指定管理候補者審 査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定 手続等に関する条例第5条、第6条第2項 及び第22条第3項に規定する事項
略	